解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

北九州市門司区梅ノ木町一番一四号

株式会社前田電装タイヤサービス

代表清算人　前田　豊

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

福岡県太宰府市水城二丁目一八番三七号

有限会社新成

清算人　新原　裕介

解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

宮崎県日南市大字風田四一〇四番地一

有限会社喫茶バリア

清算人　黒部　俊泰

解散公告（第一回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

京都市南区上鳥羽塔ノ本三〇番地の二

都ホンダ株式会社

清算人　筒井　政善

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

京都府綾部市東山町山家二一番地の三

財団法人東山町地区愛林会

代表清算人　岩﨑　孝昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

佐賀県唐津市相知町平山上甲一一七六番地

八　蕨野生産森林組合

代表清算人　居石　司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十六日基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

大分県大分市大字森町五四九番地

財団法人龍華保育園

清算人　大内　秀麿

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月一日の責任役員会の決議により平成二十四年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

富山県射水市加茂中部一〇〇二番地

宗教法人松寶寺

清算人　瀧本　真盟

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日岩手県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

岩手県一関市川崎町薄衣字石畑三七番地

川崎コンクリート工業株式会社内

財団法人三木育英会

代表清算人　鈴木　崇

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

東京都中央区銀座一丁目二五番三号東京都

中央区役所京橋プラザ分庁舎内

財団法人日蘭学会

代表清算人　松本　俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月十日開催の社員臨時総会の決議により解散（効力発生の日は平成二十四年六月二十二日）したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

社団法人積善報徳社

清算人　保科　和夫

配当公告

石川県小松市桜木町一三三番地一

破産者　篠岡建設株式会社

右の者に対する金沢地方裁判所小松支部平成二十二年（フ）第二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、五〇一、四九四、四六五円

一、配当することのできる金額

金一〇〇、七一三、八六二円

平成二十四年七月二十五日

石川県金沢市橋場町六番一九号

破産管財人　坂井美紀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡村田町大字村田字杉ノ内一番地三八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木　洸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号飯川洋一

司法書士事務所

相続財産管理人　飯川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市六郷町桐原八〇番地の一、最後の住所山形県米沢市花沢町一丁目八番一七号

被相続人　亡　井上　尚之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二十五日

山形県米沢市通町五丁目一番二二号

相続財産管理人　猪口　春生

株主総会招集のお知らせ

株主各位

当社は、臨時株主総会を2012年８月９日午前10時から当社本店（下記）会議室にて開催致しますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。なお、決議事項は、(第一号議案）当社株式の一株の価格及び発行済株式の総数の確認（現在登記されている一株の価格（Rp30,000（インドネシアルピア））及び発行済み株式の総数（40,000株）は誤りであり、正しくは一株の価格がRp20,000（インドネシアルピア）、発行済株式の総数が60,000株（なお、資本金の額はRp1,200,000,000（インドネシアルピア）で訂正なし。）であることの確認）並びにその訂正のために必要な手続きを行うことについての承認の件であります。

2012年７月25日

Jl. Akasia 1 Blok A5 No. 1B Lippo Cikarang Bekasi Jawa Barat 17550

PT. Yamamoto Keiki Indonesia

代表取締役　山本信太郎